

議案第33号

つくばサイエンス・インフォメーションセンター条例の一部を改正する条例
について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくばサイエンス・インフォメーションセンター条例の一部を改正する条例

つくばサイエンス・インフォメーションセンター条例(平成22年つくば市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表つくば市における学術及び産業の振興並びに国際化の推進に関する事業に使用する場合の部大会議室の項中「800円」を「820円」に改め、同部中会議室の項中「500円」を「510円」に改め、同表上記以外の部大会議室の項中「1,600円」を「1,640円」に改め、同部中会議室の項中「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前のつくばサイエンス・インフォメーションセンター条例の規定により既に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。